

贈与税の特例（国会審議の抜粋）

衆 - 大蔵委員会 - 13号

昭和46年03月02日

○貝沼委員 かしながら、入場税の免税点引き上げという問題は大衆の声であります。よくその点は御認識をいただきたいと思ひます。さらに、相続税、贈与税の問題であります、現在の民法において、夫婦の問題は非常に微妙な段階になっておりますが、これは新聞等においても、だいぶ検討されているということが知らされております。実際、妻の座を優遇とかあるいは内助の功とか、こういうことば自体が、実際妻というものは付随的にくっついているみたいな感じを起こさせるものであって、これは平等の精神からいくとむしろおかしいのではないかと私は思ひます。しかしそれは民法の問題でありますのでここでは議論いたしません、この贈与税の配偶者控除適用要件を、婚姻期間を二十五年を二十年に改めた、こういうふうに一歩前進はしておりますけれども、二十年ということは何れはどのような意味があるのでしょうか。二十年たないと一人前の妻と認めないということなのか、あるいは二十年というのは何れはどのような根拠をもつてこの二十年という数字が出てきたのか、ただ、二十五年では長過ぎるから二十年くらいにしようかという気持ちの二十年なのか、二十年でなければならぬという議論があるのか、その辺のところを説明願ひたいと思ひます。

○細見政府委員 この妻に対する贈与は、御承知のように、妻が住む家くらいは、夫から贈与を受けた場合に課税が行なわれぬようにしようというのが法の趣旨であろうかと思ひます。そういう意味におきまして、夫が妻に住む家を譲り得る状態というのは何れは結婚して二年とか三年とかでできるわけではなくて、やはり従来例でありますれば二十数年かかつたというのが実情であろうと思ひます。むしろそういうときに、現在子供が母親を養わないというようなことから、自分のなくなつたあと未亡人になつた配偶者の将来を心配して家を譲つておこうというようなこと、そういうような状態になります財産形成の期間というのは何れはやはり二十数年であつた。しかし、このごろは富の蓄積のテンポも早くなつてまいりましたので、二十年くらいに短くしても大体家くらいは買えるような富の蓄積ができるのではなからうか、こういう意味で二十年にしたわけでございます。

○貝沼委員 二年や三年では譲れないという話でありましたけれども、これはぼくはそんなことないと思ひます。いつ譲らなければならぬか、こういうことは実際個人的な人の関係でありまして、これは譲れないだらうとかそういう憶測は私は当たらないのではないかと思ひます。それならば主税局といたしまして、たとえばいままで贈与をしたのは結婚後何年ごろは何件あつてというデータとかそういうものはおとりになつたことはあり

ますか。

○細見政府委員 私の申し上げたことを誤解願っておるのではないかと思うのですが、贈与というものを非課税にいたしておりますのは、奥さんがその財産の形成に関与されたものであるからこれを非課税にしようというわけでありますので、夫が持っておった財産を随時分けてあげて、それは妻であるからいいんだということは、同居して共同生活を行なっておられる限りそれは別の議論ではないか。私どもがこの贈与で考えておりますのは、夫婦共同して営々としてつくり上げた家を自分の生きているうちに、いわゆる目の黒いうちに妻の名義にして、それに贈与税がかかるのは酷ではないか、その辺に考えておるわけでございます。貝沼委員のおっしゃる、夫が本来持っておった財産を自由にくれてあげるのも、それは同権だから何でもいいじゃないかということになりますと、むしろ財産分散とかいろんな問題が起こりまして、家屋敷であれば別であります。もし普通の財産であれば、御承知のように現在の所得税の超過累進を別々の課税主体にすれば避けることもできるわけでありまして、事柄はそういうことではないのではないか、かように考えております。

○貝沼委員 私の言っておることも、何もそう御主人が持っておったものをすぐ分けてあげる、それだけの単純なことを言っておるわけではないのです。しかし、現在の社会情勢で、一日二日でどれだけの財産ができるか、これも予測できないのです。昔のように二十年間働かなければできないという確証もないのです。したがって、二十年というのは、大蔵当局としてはいろいろ理屈は言うかもしれませんが、二十五年を五年繰り上げて二十年というのが私はほんとうじゃないかと思うのです。そういうふうに簡単に考えられていいものかどうかということですね。ただそれだけでこの二十年をきめていいものかどうか。ここにひとつ、もっと慎重に、世間の意見とかそういうものを聞きながら考える必要があるのではないか、こういうことを言っておるわけでありまして。

さらに、たとえばアメリカとか西ドイツ、それからフランスとか、この国々においては日本とずいぶん様子が違うようでありましてけれども、この関連においてはどのようになっておりますか。

参 - 本会議 - 8号

昭和48年03月07日

○国務大臣（愛知揆一君） まず、第一のお尋ねは、税率の四十万円刻みは低所得者層にきびしいという御趣旨でございます。これは御案内と思いますが、昭和四十三年当時に、課税所得の最初の段階に適用される税率は、大体三十万円ごとに5%アップするということになっておりました。それを、現在では、四十万円ごとに2%ずつアップするように改正いたしましたわけでございます。したがって、四十三年当時と四十八年を比べて見ますと、かなり御指摘の点が改善されているように思います。

次は、教育費や家賃の控除についてどう考えるかという御質問でございますが、これら

はかねて御要望の強い問題でありまして、いろいろ税制調査会等でも御意見をいただいて積極的に検討いたしておるわけでございます。政府といたしましては、ただいまの考え方は、これらは個人家計における生計費の一部をなすものでありますだけに、所得税制としては、基礎控除それから扶養控除等のやはり一般的な課税最低限の問題で処理いたしますことが適切であるという考え方であるわけでございます。

なお、たとえば教育費控除の問題等になりますと、課税最低限がだんだんこう上がってまいりますと、課税対象以外になっているところの教育費の負担というものをどうするかというような不均衡の問題も出てまいりますので、これは、教育費控除という角度からだけでは、すなわち税制の上からだけではなかなか扱いにくい面もあるのではなかろうか。それらの点もあわせまして真剣に検討をいたしたいと考えておる次第でございます。

なお、これらのことも考え合わせまして、今回も多人数世帯の負担の軽減ということを考えまして扶養控除を引き上げたのも、こうしたことを考えた一つの考え方でございます。

そこで、次に、配偶者控除一万円は低いではないか。これもごもつもの点でございますが、今回の税制改正にあたりましては、実は、最近の所得や物価の動向、それから先ほども問題になりました納税者の増加傾向というようなことを勘案いたしまして、課税最低限を全体として一〇%程度引き上げたいということを基準にいたしまして、これを基礎控除と配偶者控除等の個別の所得控除の組み合わせによって実現しようとしたのが政府の考え方でございます。このような観点から、今回の改正では、配偶者控除だけをとりますと、基礎控除と同様に一万円で少な過ぎるといふ御批評が出てまいったわけでございますが、全体としての一〇%の中の組み合わせとしてこういう考え方に出ておりますことも御理解をいただきたいと思うわけでございます。

それから同様の問題が、夫と妻との関係についても御指摘、御質疑があったわけでございます。

まず、この問題は、私ども、非常にごもつものなお考えと思います。そもそも、憲法の要請しているところから見ても非常に考えなければならないところであると思いますが、他面、身分法、すなわち民法の規定などはまた異なるところもございまして、夫婦同権同等ということを税法の上から身分法の規定とそぐわないようなやり方をいたしますこともなかなか考えなければならない点もございまして、そういうふうな環境の中で考えることは少しずつでも実現していこうと、こういうふうな考え方でございます。したがって、配偶者につきましては、最も必要な居住用財産については、贈与税の特例がすでに認められておりますが、本来、配偶者に対し何らかの優遇措置を講ずるといたしまして、それは夫婦間の協力関係の清算として相続税の段階で行なうのが現在のいま申しましたような環境の中では筋であると考えざるを得ない。結婚途中での生前の贈与につきましては、必要最小限の配慮をするというところにとどまっておるわけでございます。

それから贈与税の配偶者控除の範囲を拡大して、一般的な財産にも認めよということになりますと、今度は、これは税のほうの問題でございますけれども、所得の分割による所

得税の負担回避の問題が起こりたり、あるいは相続税課税との関連から申しまして税務執行上困難な問題もあるというようなことで、いま申しましたような、気持ちは大いに持っておるのでございますけれども、こうした法制上の制約、あるいは税務執行上の観点などから、さらに克服しなければならない問題があるわけでございます。

同様、ただいま御指摘の中には、結婚五年から十年の妻について贈与税の控除が四十万円しか認められない理由を説明せよというお話でございました。贈与税の配偶者控除を設けております理由は、残された妻の老後における生活の場をまず確保する意味合いにおいてでございます。そのために、対象も、生活に最も必要なただいま申しました居住用財産に限っておるわけでございますし、かつ、相当の長期間にわたって夫婦としての協力関係が持たれてきた者の間における贈与に限定したと、こういうわけでございます。このような期間に達するまでの途中において小刻みな控除を認めますことは、この趣旨から申しましてあまり意味がないということになるかと思えます。また、居住用財産の贈与ということからも、一回限りこの控除を認めればよいのではなかろうかというような配意からこうしたわけでございます。

また、さらに、二分二乗方式の検討の経緯、今後の見通し、このお話でございますが、これまでの検討の結果から、この方式の採用は、現行の稼得者単位課税のもとにおける片働き世帯、共かせぎ世帯、それから後家さんの世帯、独身者の世帯の間の税負担のバランスを変えることとなるものであることや、源泉徴収制度面での技術的困難などがございまずので、もう少しさらに掘り下げて検討を加える必要があり、また検討を加えたいと、こういうふうな態度でございます。

それからその次の御質疑は、租税特別措置等に関連いたしまして具体的な例をおあげになっておりますが、これは特定の例でございますけれども、その実例の中身がさだかでございますけれども、想像いたしますと、所得税とかあるいは外国の税額等の控除が法人税に認められておりますのは二重課税の回避のためでございますので、あるいはいまの御指摘の問題は特例措置とは関係のない場合もあり得るのではなかろうかと思えます。いずれにいたしましても、特例措置につきましては、先ほども申しましたように、これが慢性化したり既得権化したりすることは絶対に防ぎたい。今回の場合においてもそうでございますが、特例措置というものは、できるだけ排除する考え方に立ってまいりたいと思っておるわけでございます。

それから交際費の問題でございますが、元来、わが国の税制の上におきまして、交際費に課税の問題を取り上げておりますのは、交際費支出の抑制という政策目的のために、本来事業を行なっていく上においてのコストであり、企業会計の面から見ても当然損金である支出について、一律に損金を否認して法人税の課税対象とすることとして、その否認割合というものを逐年増加していくというのが基本的な考え方でございます。で、交際費支出を抑制しなければならない、その必要性の御認識や御主張は、お説のとおりであると思えます。このような税制上の特別措置の役割りはあくまで補完的なものでございまして、

先ほど申しましたが、主たる点は企業経営のモラルの問題とも関連すると思います。

それからさらに具体的に、ゴルフ場に招待することはこの特例が認められるのかどうかというお話でございましたが、これは、税の関係から申しますれば、一定の認められた範囲内で交際費に充当することは認められておるわけでございますが、これを具体的に何に使ったかというところまで突きとめてまいることはできないと申しますか、そこまでは、いっておりませんわけでございます。したがって、税制よりも、慣行あるいはこれの援用をされる立場の方々のモラルと申しますか、そういうことにもかかるところが多い問題であると言わざるを得ないと思います。

それから外国では一体どうしているのかというお尋ねもございましたが、交際費の取り扱いには各国で事情が非常に異なっているようでございます。外国の実例等につきましては、いずれ委員会等におきましてお答えすることが適切かと存じますが、非常に慣行が違っておるということは事実のようでございます。

大体、以上で私に対する質疑はお答えしたかと思えます。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇、拍手〕

参 - 法務委員会 - 8号

昭和55年05月08日

○政府委員(梅澤節男君) ただいま御指摘になりました贈与税の配偶者控除の問題でございますが、御案内のとおり、この制度は昭和四十一年に創設されまして、当時は婚姻期間につきましては二十五年、それから控除額は百六十万円でスタートしたわけでございます。その後今日まで累次の改正がございまして、昭和五十年にただいま仰せになりました一千万円という控除に引き上げられると同時に、その以前に、昭和四十六年に、婚姻期間については二十五年が二十年に改められておるわけでございます。

この配偶者控除を今後どういうふうに考えるかという問題でございますけれども、まず一千万円という限度額につきましては、これは従来の法改正の経緯をたどりましても、やはり基本的には物価とか経済情勢の動向、これを勘案しながら、絶えず見直しをしていかなければならない問題であろうかと考えます。ただ、現行の一千万円につきましては、委員からもいろいろ御要望のある筋、私ども承知はいたしておりますけれども、たとえば昭和五十三年の課税事例で見ますと、大体全国でこの配偶者控除を受けられました方の一件当たりの恩典の利用額と申しますか、それが五百四十万円でございます。したがって、そういう点からいきますと、まあ未来永劫一千万円でフィックスであるというふうに私ども毛頭考えておりませんけれども、現時点で、さらにまた現在の財政事情等を勘案いたしました場合に、いま直ちにこの一千万円を引き上げることについては、率直に申しまして私どもは消極的に考えておるわけでございます。

それから第二点の婚姻期間の問題でございますけれども、これにつきましても、本来御案内のとおり、相続税と申しますのは所得税の補完でございまして、基本的には富の集中

の排除と申しますか、富の再配分という機能を持っております。ただその場合でも、中堅の資産家に過重な負担はかけてはいけないという配慮は常に必要かと思えます。

ところで、そういう相続税の体系の中におきまして、この配偶者控除というのは、実は本来生前贈与の場合でございますと、ただいまおっしゃいましたように六十万円の控除しかないわけでございますけれども、この配偶者控除の規定と申しますのは、長年連れ添った配偶者の立場と申しますか、そういうものを考慮いたしまして、特に生活のよりどころになるであろう居住用不動産に限定をいたしまして特別の控除を認めておると、そういう配偶者の地位に配慮いたしました特別の控除制度でございます。

そういたしますと、これは先ほど申しました限度額の引き上げにも関連するわけでございますけれども、本来相続税というのは累進構造になっておりますので、仮にこの配偶者控除を非常に広げますとどういう効果が生じるかと申しますと、もちろん最終時点の相続の税負担の場合に、配偶者の方の税負担が軽減されるという効果も持ちますと同じに、これは配偶者以外の共同相続人の税負担がそれだけ軽減するという効果も生じてまいりますので、そのバランスをおのずから考えなければいけないと。同じようなことでございますが、たとえば婚姻期間が非常に短い方についてもいまの特例を拡大することになりますと、まあ語弊があるかもしれませんが、比較的そういう資産的余裕のある高額所得者といいますか、高額資産階級に特別の優遇を与えるというふうな結果になりかねないということございまして、私ども、二十五年がいいか二十年がいいかという議論は、これは固定の尺度があるわけではございませんけれども、いわゆる長年連れ添ったという常識的な感じから言って、やはり二十年と、当時税制調査会でいろいろ議論された結果、現在の婚姻期間の規定になっておるということをぜひ御理解を賜りたいと存じます。